

名古屋市農業委員会 令和7年第2回総会 議事録

- 1 開催日時 令和7年2月20日（木） 開始：午後2時00分、終了：午後3時06分
2 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室

3 農業委員出欠

定数	16人	在任数	16人
定足数	8人	出席数	16人

別紙「委員出欠状況」のとおり

4 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

5 事務局職員出席者(課長級以上)

事務局次長、農政課長、西部・守山農政課長、中川農政課長、港農政課長

6 その他の出席者(証人、参考人、職員等)

事務局職員(課長補佐級以下) 8人

7 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

8 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第9号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第10号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第11号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第12号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第13号議案 農用地利用集積計画の決定について

第14号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の決定について

第15号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

第16号議案 名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任について

第17号議案 地域農業経営基盤強化促進計画(案)に関する意見聴取について

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

②遊休農地にかかる利用意向調査の実施状況について

③名古屋市農業委員会における利用権設定手続きについて

(4) その他

(5) 閉会

令和7年第2回総会 委員出欠状況

出席農業委員（16名）

1番	小 畠 盛 夫 委員	2番	成 田 秋 義 委員
3番	山 口 幸 江 委員	4番	近 藤 正 俊 委員
5番	福 島 茂 俊 委員	6番	木 村 幸 廣 委員
7番	川 本 美 幸 委員	8番	箕 浦 基 伸 委員
9番	布 目 巳 佐 子 委員	10番	二 村 新 一 委員
11番	横 井 昭 男 委員	12番	熊 澤 正 巳 委員
13番	清 水 久 一 委員	14番	安 井 勝 春 委員
15番	安 井 秀 樹 委員	16番	横 井 庸 一 郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（11名）

17番	久 野 隆 博 委員	18番	山 口 儀 明 委員
19番	若 松 邦 義 委員	20番	石 田 正 彦 委員
21番	松 原 道 直 委員		
23番	安 井 正 敏 委員	24番	横 井 慎 一 委員
25番	木 村 正 男 委員	26番	神 野 貞 雄 委員
27番	竹 川 孝 司 委員	28番	坂 野 嘉 紀 委員

令和7年第2回総会（令和7年2月20日）

開会（午後2時00分）

農政課長	<p>本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和7年第2回総会をはじめさせていただきます。</p> <p>会議に先立ちまして、ご連絡いたします。</p> <p>議案資料の12ページから14ページの第13号議案「農用地利用集積計画の決定について」の「農用地利用集積計画案第10号から12号」をご覧くださいませでしょうか。</p> <p>各計画の項目2の「利用権の設定を行う者」として記載されている方が利用権設定申出後に亡くなられたため、総会の議案審議を取り下げさせていただきます。</p> <p>第13号議案の審議の際は、当該計画案以外の計画についてご審議させていただきます。また、当該計画案についての審議のポイントも配付しておりませんのでご承知おきください。</p> <p>また、報告2の「遊休農地一覧」の1ページをご覧くださいませでしょうか。</p> <p>番号1-3の面積が正しく表示されておりません。正しくは「760.00」でございます。</p> <p>お詫びの上、訂正をさせていただきます。申し訳ございません。</p> <p>それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。会長、よろしく願いいたします。</p>
議長（会長）	ただいまより、令和7年第2回総会を開会いたします。

本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。
ございます。

それでは、本日の議案といたしまして、第9号議案「農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について」から、第17号議案「地域農業経営基盤強化促進計画（案）に関する意見聴取について」までの9議案の審議を行います。また、報告事項を3件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。

限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。

それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は16人中16人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員は11人中11人のご出席でございます。

次に、本日の議事録署名者は、氏名の50音順により、熊澤政巳委員及び清水久一委員の両委員をお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まずはじめに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第9号議案、農地法第3条の規定による所

有権移転許可申請について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 2-2 について、6 番、木村委員、お願いいたします。

木村（幸）
委員

受付番号 2-2 について、2 月 4 日に石田委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。

本件は親族間で、共有している農地の持分を移転するため、申請されたものです。

所有農地は申請地のみであり、一体利用の畑で、ミカン、カキが作付けされ良好に管理されており、譲受人が引き続き適正に管理していくと申されております。

許可することにつきまして、何ら問題はないと思っておりますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 3-4 について、11 番、横井委員、お願いいたします。

横井（昭）
委員

受付番号 3-4 の農地につきまして、2 月 3 日に布目委員と事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。

受付番号 3-4 は、譲渡人が営農規模の縮小を希望され、一方譲受人が営農規模拡大のため本農地の取得を希望しています。

申請地である中川区江松四丁目の 1 筆は田で、耕作準備中の状態でした。

また、譲受人世帯の経営農地はすべて良好に管理されており、申請地についても、今後引き続き農地として適正に管理していくことが見込まれます。

以上につきまして、許可することについて、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-11 について、13 番、清水委員、お願いいたします。

清水委員

受付番号 4-11 につきまして、安井勝春委員、坂野推進委員及び事務局職員とで、2 月 4 日に調査した結果を報告します。

本件は、譲渡人が譲受人に農地を、所有権移転するために許可申請されたものです。

申請地の港区東茶屋一丁目の 1 筆は畑で、耕作準備中の状態でした。

なお、譲受人の経営農地は、すべて良好に肥培管理されていることを確認しており、権利取得後の農地についても適正に利用すると認められます。

以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 9 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 9 号議案の案件は許可することといたします。

次に、第 10 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-15 について、5 番、福島委員、お願いいたします。

福島委員

受付番号 1-15 の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、2 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-15 願い出の農地は、カキやミカンなどが栽培され、お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。

以上、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 2-13 から 2-15 について、6 番、木村委員、お願いいたします。

木村（幸）
委員

受付番号 2-13 から 2-15 の農地について、2 月 4 日に石田委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。

受付番号 2-13 の申請地は畑で、耕作準備中でした。

受付番号 2-14 の申請地は畑で、ダイコン、ネギなどが作付けされていました。

受付番号 2-15 の申請地は畑で、ダイコン、ブロッコリーなどが作付けされていました。

いずれも主たる従事者がお亡くなりになるまでは、農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。

何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お

願います。

議長（会長） ありがとうございます。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 10 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 10 号議案の案件は証明することといたします。

次に、第 11 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-58 について、2 番、成田委員、お願いいたします。

成田委員 受付番号 1-58 の農地について、小畷盛夫委員と事務局職員で、2 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。

申請地には、エンドウやコマツナ、ブロッコリー、イチゴが栽培され、肥培管理良好でした。

また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。次に、受付番号 1-59 について、1 番、小畷委員、お願いいたします。

小畠委員

受付番号 1-59 の農地について、成田秋義委員と事務局職員で、2月4日に、現地調査した結果を報告します。

申請地には、タマネギやエンドウ、ハクサイ、ダイコン、ニンジン、キウイが栽培され、肥培管理良好でした。

また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 1-60 から 1-64 について、4番、近藤委員、お願いいたします。

近藤委員

受付番号 1-60 から 1-64 までの農地について、福島茂俊委員と事務局職員で、2月4日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-60 の申請地には、ハクサイ、マメ類、カキやミカンなどが栽培されていました。

受付番号 1-61 の申請地には、キャベツ、タマネギ、ニンジンやミカンが栽培されていました。

受付番号 1-62 の申請地には、カキ、レタス、ネギが栽培されていました。

受付番号 1-63 の申請地には、ネギ、タマネギが栽培されていました。

受付番号 1-64 の申請地には、エンドウやネギが栽培されていました。

いずれの農地も肥培管理良好です。

また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

なお、補足としまして、受付番号 1-60 の願出者の住所は県外の大阪府吹田市となっておりますが、これは転勤が多いためであり、圃場の管理については願出者の指導の下に、当該土地の隣に住んでいる親族が作業を手伝っております。

以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。次に、受付番号 2-37 について、20 番、石田委員、お願いいたします。

石田委員 受付番号 2-37 について、2 月 4 日に木村委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。

申請地は畑で、ダイコン、ネギなどが作付けされていまして。

願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。次に、受付番号 3-33 から 3-36 について、10 番、二村委員、お願いいたします。

二村委員 受付番号 3-33 から 3-36 の農地につきまして、2 月 4 日に横井委員と事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。

受付番号 3-33 の中川区万場五丁目の 2 筆の畑には、キャベツ、ダイコン、タマネギなどが作付けされ良好に管理されていまして。

受付番号 3-34 の中川区前田西町 2 丁目の 1 筆の畑には、タマネギ、チンゲンサイ、エンドウなどが作付けされ良好に管理されていました。

受付番号 3-35 の中川区前田西町 2 丁目の 1 筆の畑には、タマネギ、チンゲンサイ、エンドウなどが作付けされ良好に管理されていました。

受付番号 3-36 の中川区万場五丁目の 1 筆の畑には、キャベツ、ダイコン、タマネギなどが作付けされ良好に管理されていました。

以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-19 について、13 番、清水委員、お願いいたします。

清水委員

受付番号 4-19 につきまして、安井勝春委員、坂野推進委員及び事務局職員とで、2 月 4 日に調査した結果を報告します。

証明願い出の農地、港区藤高三丁目はじめ 3 筆は田で、稲刈り後の状態でした。港区藤前四丁目の 1 筆は畑で、ミカン、ブルーベリーが栽培されており、農地として良好に管理されておりました。

また、この土地の所有者が、農業経営をしてきたことは申請時に事務局において確認しています。

以上、調査の結果、証明をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-20 及び 4-21 に

ついて、14番、安井委員、お願いいたします。

安井（勝）
委員

受付番号4-20及び4-21につきまして、竹川推進委員及び事務局職員とで、2月5日に調査した結果を報告します。

受付番号4-20の証明願い出の農地、港区協和一丁目はじめ2筆は田で、稲刈り後の状態でした。港区協和二丁目の1筆は畑で、耕作準備中の状態でした。いずれも農地として良好に管理されておりました。

また、この土地の所有者が、農業経営をしてきたことは申請時に事務局において確認しています。

以上、調査の結果、証明をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

続きまして、受付番号4-21の証明願い出の農地、港区新茶屋二丁目はじめ5筆は田で、稲刈り後の状態で、農地として良好に管理されておりました。

また、この土地の所有者が、農業経営をしてきたことは申請時に事務局において確認しています。

以上、調査の結果、証明をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第11号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）	<p>ご異議なしと認め、第 11 号議案の案件は証明することといたします。</p> <p>次に、第 12 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。</p> <p>それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 3-1 について、24 番、横井委員、お願いいたします。</p>
横井（慎） 委員	<p>受付番号 3-1 につきまして、2 月 4 日に事務局職員とで現地調査をいたしましたので、結果をご報告いたします。</p> <p>被相続人が亡くなられ、その相続人が申請の農地を相続されて、引き続き農業経営を行うと申されております。</p> <p>申請地の、中川区中島新町二丁目の 1 筆の畑は耕作準備中、中川区中島新町二丁目の 1 筆の畑にはタマネギ、中川区中島新町二丁目の 2 筆、中川区中島新町四丁目の 2 筆の畑は耕作準備中であり、全て良好に管理されていまして。</p> <p>このことから、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。</p> <p>特にないようです。それでは、第 12 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長（会長）	<p>ご異議なしと認め、第 12 号議案の案件は証明いたします。</p> <p>次に、第 13 号議案、農用地利用集積計画の決定について審</p>

議を行います。こちらは、利用権設定の案件となります。

本議案には、坂野嘉紀委員の親族に関する案件が含まれております。農業委員会等に関する法律第 31 条及び名古屋市農業委員会総会会議規則第 12 条に規定する「議事参与の制限」のため、坂野嘉紀委員におかれましては本案件についてのご発言を控えていただきますようお願いいたします。

また、農用地利用集積計画案第 10 号から 12 号については審議を行いませんのでよろしく申し上げます。

審議のポイントとして、配付資料①及び⑤をお配りしておりますので、ご覧ください。

それでは、11 ページの農用地利用集積計画案の第 9 号について、13 番、清水委員、お願いいたします。

清水委員

令和 6 年度第 9 号の農用地利用集積計画につきまして、安井勝春委員、坂野推進委員及び事務局職員とで、2 月 4 日に調査した結果を報告します。

本件は、借受人が、農地の利用権を設定したいと申出されたものです。

申し出の農地は、港区川園三丁目の 1 筆の畑で、面積は 146 平米です。農地の現状は、耕作準備中でした。

借受人は、名古屋市中川区のベジファーマー育成講座を修了する予定で、講師から勧められ、所有者との間で、合意に至り、本件の申出をなされたとのことでした。

借受人とは、現地調査する前に面談を行いました。その結果、申し出の農地を効率的に利用する意欲ある者と思われます。さらに、利用権の設定がされたあとも、農地の適切な管理がされ

ていくものと見込まれます。

以上、調査の結果、問題はないと思われまますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、15 ページの農用地利用集積計画案の第 13 号について、13 番、清水委員、お願いいたします。

清水委員

令和 6 年度第 13 号の農用地利用集積計画につきまして、安井勝春委員、坂野推進委員及び事務局職員とで、2 月 4 日に調査した結果を報告します。

本件は、借受人が、農地の利用権を設定したいと申出されたものです。

申し出の農地は、港区川園二丁目の 1 筆の一部はじめ 6 筆の畑です。その内 4 筆は、現況田であります。農地改良せずに畑として利用します。面積は計 4,195 平米です。農地の現状は、一部にニンニクが作付けしてあり、ほとんどが耕作準備中でした。

借受人は、兄から指導を受け、本格的にネギを栽培する為、名古屋市で認定新規就農者の申請をされる予定で、市内でまとまった畑地を探していたところ、所有者との間で、合意に至り、本件の申出をなされたとのことです。

借受人とは、現地調査する前に面談を行いました。その結果、申し出の農地を効率的に利用する意欲ある者と思われまます。さらに、利用権の設定がされたあとも、農地の適切な管理がされていくものと見込まれます。

以上、調査の結果、問題はないと思われまますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長）	ありがとうございます。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。
横井（愼） 委員	ちょっとお聞きしたいんですが、13号の利用権の件で、一番下の5番の(3)。この管理機というのはどういう物ですか。分からないのでお聞きしたいです。お願いします。
議長（会長）	土地を管理するのを管理機っていうんですけど。
安井（勝） 委員	私と清水さんと現地調査しているんですけども、ネギを作られるんですよ、この方。それを起すやつ、畝を作るやつ。
議長（会長）	ネギの畝立て機ですよ。
安井（勝） 委員	トラクターも脇に置いてあったかなあ。畝立てるものです。
山口（幸） 委員	ネギの機械ですけど、これかなりの面積ですよ。ネギの畝立て機だけでやれますか。トラクターで。
安井（勝） 委員	トラクターも置いてありましたよ。
議長（会長）	お兄さんがみえるので、お兄さんが持ってみえて、それを借りながらご兄弟でやられる予定だとかお伺いしましたけれど。
山口（幸） 委員	わかりました。トラクターとかいろんなものがないと、これだけの面積ってやれないんじゃないかなって思いました。すみません。
清水委員	新規就農だもんで、いままでやってきたわけじゃないもんで、これからもいろんなもん準備されていくと思います。
議長（会長）	横井さん、よろしいでしょうか。

横井（慎）
委員
議長（会長）

わかりました。

お兄さんや親族の方に協力して手伝ってもらって、一生懸命勉強して進んで行くってことですよね。

清水委員

いままで農業やってみえた方じゃないもので、新規に新しくやるってということで、その前に機械やなんかを準備するっていうことだと思います。

議長（会長）

ということですので、きっと大丈夫だと思うんですけど。港区の委員さん、少しずつ目を配ってあげてください。

他にご意見ございますか。

他にないようです。それではここで、第 13 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。10 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項及び同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧法」という。）第 18 条第 1 項の規定により、名古屋市が農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定めるにあたり、名古屋市長から「農用地利用集積計画（案）の作成について（依頼）」により依頼があったことについては、名古屋市が作成した案のとおり定めることにつき差し支えない旨、決定する。

理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、旧法第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。

それでは、第 13 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 13 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。

次に、第 14 号議案、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の決定について審議を行います。

本議案は、生産緑地の貸借を行う法律である都市農地貸借法第 4 条第 3 項の規定により、事業計画の決定について名古屋市長より農業委員会に対して審議依頼のあったものです。

審議のポイントとしましては、配付資料⑥をご覧ください。

こちらの表の左側が、都市農地貸借法第 4 条第 3 項 1 号から 6 号の基準となります。表の右側の事業計画の内容が、この基準に合致しているか否かで、その妥当性を判断することとなります。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。25 ページの事業計画の概要について 21 番、松原委員、お願いいたします。

松原委員

本件につきまして、2 月 4 日に川本委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。

該当地は、中志段味特定土地区画整理の 1 筆に畑として仮換地されており、現在は耕作準備中となっています。

このたび、借受人が、所有者との間で、使用貸借の合意に至ったため、申請がなされました。

配付資料⑥をご覧ください。この表の右側に事業計画の内容が具体的に記載されています。

まずはじめに、上の表の、第1号の1について、申請土地において、サツマイモとダイコンを栽培し、近隣の保育園や幼稚園等の園児の収穫体験を行う予定です。また、ポポーを栽培し、収穫されたものは市内大型スーパー、近隣市町村でのイベントなどで販売する予定です。

第1号の2については、所有者と借受人が協力し、適切な利用、管理をしていく予定です。

下の表の、第2号から第6号については、記載のとおりです。

以上、必要な要件をすべて満たすことから、申請のとおり、事業計画を決定することについて、何ら問題は無いと思っておりますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それではここで、第14号議案の議決の案を読み上げます。24ページをご覧ください。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定により、名古屋市が事業計画の認定をするにあたり、名古屋市長から「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の決定について(依頼)」により依頼があったことについては、申請のあった事業計画の通り決定する。

理由としましては、当該計画は、第4条第3項に掲げる必要要件の全てを満たすことが認められるため、です。

それでは、第14号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 14 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答します。

次に、第 15 号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について審議を行います。

それでは、第 15 号議案について、事務局より説明をお願いします。

課長補佐

それでは、議案集 31 ページ、第 15 号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について」説明をさせていただきます。

本件は、名古屋市が、農地中間管理事業による利用権設定を行うために、農用地利用集積計画を作成するものです。まず、農地中間管理事業について、簡単にご説明させていただきます。

配付資料⑦をご覧ください。

図にありますように、農地の貸出を希望する「出し手」から、農地中間管理機構が農地を借り受け、まとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して、「受け手」に貸し付けるという制度です。資料裏面をご覧ください。

農地中間管理事業による農用地利用集積計画におきましては、名古屋市が計画案を作成し、農業委員会での決定を経て定める必要がありますので、皆様にご審議いただくものです。

議案集 32 ページの、「農用地利用集積計画（案）」をご覧ください。

本件の対象となる土地は、33 ページ別紙 1 に記載してあり

ます7筆、2,173平米の農地につきまして、農地中間管理機構を通じ、受け手に利用権を10年間設定するものです。

配付資料⑧「審議のポイント」をご覧ください。

審議のポイントをまとめております。旧農業経営基盤強化促進法に基づき、基本構想に適合すること、及び、所有権者等の同意が得られているという要件をそれぞれ満たす必要があり、すべての項目につきまして、必要な要件を満たしておりますので、ご確認ください。

次に35ページをご覧ください。

こちらは、港区西茶屋三丁目の1筆、1,683平米の畑を、経営規模拡大を行うため、周辺地域で耕作されている認定農業者に利用権を10年間設定するものです。

配付資料⑨「審議のポイント」をご覧ください。

こちらにつきましても、必要な要件を満たしておりますことをご確認ください。

事務局からの説明は、以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご説明いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それではここで、第15号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。31ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項及び同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧法」という。）第18条第1項の規定により、名古屋市が

農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定めるにあたり、名古屋市長から「農用地利用集積計画（案）の作成について（依頼）」により依頼があったことについては、名古屋市が作成した案のとおり定めることにつき差し支えない旨、決定する。

理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、旧法第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。

それでは、第 15 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 15 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。

次に、第 16 号議案、名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任について審議を行います。

事務局、説明をお願いいたします。

農政課長

恐れ入りますが、議案の 43 ページをご覧ください。

本議案は昨年 9 月の農地利用最適化推進委員の辞職に伴いまして欠員が生じたことにより、後任の推進委員を選任するものでございます。

農地利用最適化推進委員の選任につきましては、その次のページ、44 ページにございますが、参照条文の下のほうですが、農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程の、第 12 条、第 13 条にございますように、評価会議において評価を行いまして、その評価に基づき選任を行うこととされているところで

ございます。

配付資料⑩をご覧ください。

このたびの欠員の補充につきまして募集の結果、5名の応募がございました。

去る1月20日の評価会議において評価が行われ、その結果、ご覧のとおり評価点順の名簿が評価会議から報告されました。評価点は非公表でございますため、お配りした資料の点数の合計欄は、アスタリスク表示となっておりますが、上から点数の高い順に氏名が掲載されているものでございます。

評価の方法についてでございますが、令和5年の一斉改選の際とまったく同様でございます。農業に関する識見と地域の代表性の二つの観点から、書類審査が行われております。

それぞれの委員ごとに、125点満点の評価が行われまして、合計点により名簿が作成されております。

配付資料⑩の2ページ目をご覧ください。

評価委員につきましては、学識者1名、評価委員農業委員経験者4名、本市の農政部長の合計6名となっております。

前回の評価会議より東部・緑の農業委員経験者及び本市の農政部長が変更となっております。

以上によりまして、第16号議案にございますように、加藤新一氏を、農地利用最適化推進委員として選任するものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますか。

なお、本総会及び議事録は公開となっておりますので、ご質問のある方は、候補者のお名前ではなく、名簿の1番目、2番目、3番目とおっしゃっていただきますようお願いいたします。

ご質問ございますか。

特にないようです。それでは、お諮りいたします。第16号議案、名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任について、案のとおりご承認いただけますでしょうか。

委員

異議なし。

議長（会長）

ありがとうございました。第16号議案は承認されました。引き続き、新委員の議席等につきまして、事務局より説明があります。事務局、よろしく申し上げます。

農政課長

先ほどの配付資料⑩の3ページ目をご覧ください。

議席につきましては、農地利用最適化推進委員の議席の決定について、第2項にございますように、前任の委員の議席を引き継ぐこととされておりますので、前任の方の番議席となっております。また委嘱につきましては、3月1日を予定しております。また委嘱期間は同日から前任委員の在任期間でございます。令和8年9月18日までとなっております。以上でございます。

議長（会長）

ありがとうございました。新委員の総会への出席は、3月からです。次回、ご紹介をさせていただくこととなりますので、よろしくお願いたします。

次に、第17号議案、地域農業経営基盤強化促進計画（案）に関する意見聴取について審議を行います。

事務局、説明をお願いいたします。

課長補佐

それでは、議案集 45 ページ、第 17 号議案「地域農業経営基盤強化促進計画（案）に関する意見聴取について」ご説明いたします。

こちらは、農業経営基盤強化促進法の規定において、市が「地域農業経営基盤強化促進計画」すなわち「地域計画」を定める際には、関係者の意見を聴かなければならないとされていることから、農業委員会に対し意見聴取の依頼があったものです。

令和 6 年 12 月総会で、全 17 地域のうち 12 地域での地域計画案についてご審議をいただきましたが、今回、ご審議いただくのは、残りの中川区富田の 5 地域のうち、地域との協議が整わなかった戸田地域を除く、4 地域の計画案となります。地域計画の案は議案に同封して郵送させていただきました配付資料⑪のとおりとなっております。

配付資料⑫をご覧ください。

本議案で、農業委員会として確認いただく事項は、計画案が、基盤法第 19 条第 4 項に定める要件に該当しているか及び、地域における協議の結果を踏まえて策定されているかです。ご確認いただく項目は大きく分けて 4 点です。

1 点目は、名古屋市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に即しているかです。資料には、同構想のうち、地域計画に関する部分を抜粋しております。協議の場の設置の方法、区域の基準など、構想の内容に沿って策定を進めております。

配付資料⑫の裏面をご覧ください。

2 点目は、愛知県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基

本方針」との調和が保たれているかです。こちらにつきましても、方針に従い、関係団体と連携し、策定を進めております。

3 点目は、農林水産省令で定める基準に適合しているかです。議案集 47 ページもあわせてご覧ください。省令では、地域計画で定めなければならない事項が列挙されています。

計画案は、省令で定める基準を網羅した国の様式に基づき、各項目を適切に定めております。

4 点目は、協議の結果を踏まえた内容になっているかです。協議は、委員さんにもご参加いただき、11 月に富田地区全体で、1 月に策定地域ごとに 2 回目の話し合いを地域ごとに開催し、計画案をお示ししました。

榎津、江松、西福田（富永）の 3 地域では、計画案に関して修正等のご意見はございませんでした。富永地域では、協議の場に出た意見をもとに協議の場の段階から案を一部修正しております。

このように、計画案は地域の協議を経て定めております。説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（会長）

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますか。

特にないようです。それでは、45 ページにございます議決の案を読み上げます。

農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定により、名古屋市が地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）定めるにあたり、名古屋市長から「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)案に関する意見の聴取について(依頼)」により意見聴取があったことについては、案のとおり定めて差し支えない。

理由としましては、当該地域計画案は、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 4 項に定める要件に該当するとともに、地域における協議の結果を踏まえて策定していると認められるため、です。

それでは、第 17 号議案については、この案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 17 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。

本日予定しました議案は以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。

農政課長

それでは、令和 7 年 1 月 7 日から令和 7 年 1 月 31 日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。

まず、1 ページから 6 ページにかけまして、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 16 件

続いて、7 ページから 23 ページにかけまして、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出が 48 件

続いて、24 ページから 48 ページにかけまして、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが 70 件

続いて、49 ページから 50 ページにかけて、同じく、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち貸借権設定に係るものが 6 件

続いて、51 ページから 52 ページにかけて、同じく、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが 4 件

続いて、53 ページですが、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知が 1 件

続いて、54 ページですが、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願が 1 件

続いて、55 ページですが、引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明願が 1 件

続いて、56 ページから 57 ページにかけて、転用届出に係る訂正願が 4 件

続いて、58 ページですが、農地改良届が 1 件

続いて、59 ページですが、農地の時効取得に関する通知が 1 件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただいまの報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

続きまして、報告(2)「遊休農地にかかる利用意向調査の実施状況」についてです。令和 6 年第 11 回農業委員会総会で認

定した遊休農地に関して、「利用意向調査」の実施状況をそれぞれの地区農政課長から報告をいただきます。

それでは、東部・緑農政課長補佐、お願いいたします。

東部・緑農政課長補佐

東部・緑地区、番号 1-1 から 1-22 について、令和 6 年 12 月 2 日付けで発送して行いました「利用意向調査」の結果を報告します。

1-1 から 1-22 まで、回答については資料のとおり、「自ら耕作する」が 19 筆、「未回答」が 3 筆でした。

若干除草がされた筆もありますが、いずれの農地も、従前のままで不耕作の状態が続いています。今後も引き続き指導を行ってまいりたいと考えています。

報告は、以上でございます。

議長（会長）

次に、西部・守山農政課長、お願いいたします。

西部・守山農政課長

番号 2-1 から 2-36 について、令和 6 年 11 月 26 日付けで発送した「利用意向調査」の結果を報告いたします。

36 筆中 13 筆は、「農地中間管理事業を利用したい」との回答、2 筆は「自ら耕作する」との回答、7 筆は「農業上の利用を行う意思がない」との回答、残り 14 筆は相続放棄の状態が継続しています。

農地の状況は、昨年度と大きく変わりありませんので、引き続き指導を続けてまいります。

報告は以上です。

議長（会長）

次に、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課
長

それでは中川農政課管内、受付番号 3-1 から 3-7 までの 7 筆について、結果をご報告します。

全 7 筆のうち 1 筆が、「自ら権利の移転又は設定をする」、3 筆が、「農地中間管理事業を利用する」との回答があり、2 筆が「未回答」となっております。

なお残り 1 筆は農地中間管理事業により昨年 12 月より貸付けされています。

未回答になっている 2 筆につきましては引き続き農地管理の意思確認をするとともに、他の筆ともあわせまして耕作状況の監視を行ってまいります。

報告は、以上でございます。

議長（会長）

次に、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

港区の遊休農地 27 筆について、令和 6 年 11 月 22 日付けで発送した意向調査の結果を報告いたします。

港区は 11 ページからになります。

遊休農地 27 筆の内、回答があったのは 18 筆、未回答は 9 筆でした。回答があった 18 筆の内訳としましては、「農地中間管理事業を利用する」が 5 筆、「自ら権利の移転又は設定をする」が 6 筆、「自ら耕作する」が 7 筆でした。

その中で、特に動きのあるものについて説明をします。

13 ページの 4-12、15 ページの 4-20 及び 4-23 については愛知県農地中間管理機構の借受希望者から借受希望ありの回答が得られ、3 筆のうち 4-12 及び 4-23 については利用意向調査

書で「農地中間管理事業を利用する」と回答しており、4-20については未回答ではありますが、いずれも双方の合意があれば貸し出され改善されるものと思われま

また、今年度の利用意向調査で「自ら耕作する」と回答された7筆のなかには、居住地が遠方で畑としては管理が困難だが、果樹栽培でも良いかなど、改善に向けて前向きな回答をいくつかいただいております。

状況は以上のおりとなっており、今後も、該当するすべての農地につきまして、所有者、相続人に対し粘り強く指導を継続してまいります。

以上で報告を終わります。

議長（会長）

ただいまの報告で、何かご質問等はございますか。

安井（勝）
委員

7ページのこの外国の方が買収されたんですか、農地を。2-15とかずーっとその上も2-12とか、所有者の住所が外国になってます。

西部・守山
農政課長

こちらにつきましては相続人の方で、現在は外国在住でいらっしゃるんですけども、ご親族の方が地元に残ってらっしゃいますので、その方が対応してらっしゃいます。

安井（勝）
委員

わかりました。

議長（会長）

他に、よろしいでしょうか。

他にないようです。

続きまして、報告(3)「名古屋市農業委員会における利用権設定手続き」について事務局、お願いいたします。

それでは、名古屋市農業委員会における農地中間管理事業に基づく利用権設定手続きについてご説明します。

右上に四角囲で報告3と記載のある資料をご覧ください。

冒頭にございますように、本件は、市街化調整区域における農地の利用権設定について、旧農業経営基盤強化促進法の経過措置が終了し、令和7年4月1日から、相對契約による利用権設定をすることができなくなり、それに伴い、農地中間管理事業の推進に関する法律で規定する農地中管理事業に基づく営農を目的とした利用権設定である農用地利用集積等促進計画に一本化されることから、その手続きの変更について委員の皆様にご説明するものです。

「1 対象農地」のとおり、本件の取扱は市街化調整区域内のすべての農地の利用権設定が対象となります。

「2 促進計画案の作成者」についてです。農地中間管理機構各種規程等において、地域計画の目標地図に将来の「農業を担う者」を位置付けた農地については、名古屋市が、目標地図に「自作者等」「今後検討等」と記載された農地を含むその他の農地については、農業委員会が作成者となります。

大まかにいうと、農業委員会が作成する促進計画案が今年度まで実施していた相對契約の利用権設定の代わりになるというイメージとなります。

これに伴う促進計画手続きについて、「3 農業委員会における手続き案」に記載をさせていただきました。

名古屋市が作成する促進計画案については、農業委員会が意見を提出することになっておりますが、総会でご審議いただく地域計画の目標地図のとおり権利を移転するものであることから、資料別紙の名古屋市農業委員会会長専決規程第2条第

10 号の軽易な事項にあたるものとし、総会の審議を省略し、会長の専決事項とし、事務局で決裁し、次回総会に報告する形にさせていただきたいと考えております。

一方で、農業委員会が作成する促進計画案については、地域計画の目標地図のとおり権利を移転するものではないことから、総会で議案として審議させていただきたいと考えております。

なお、促進計画により権利を移転する際に、土地改良事業参加資格交替する場合は、農業委員会の承認が必要となります。今までは、土地改良事業参加資格交替については総会において審議していただいておりますが、農地所有者と耕作者の合意に基づくものなので、今後は、別紙の名古屋市農業委員会会長専決規程第2条第10号の軽易な事項にあたるものとし、会長の専決事項とし、事務局で決裁し、次回の総会に報告する形にさせていただきたいと考えております。

次に、「4 総会への付議に伴い委員が行う事務」でございます。

農業委員会が作成する促進計画案について、旧基盤法による相対契約による利用権設定と同様に、委員の皆様にも、当該農地及び借り手が耕作者となっている農地の現地調査、借り手の面接、総会での説明をしていただきたいと考えております。

「5 農業委員会が作成する促進計画案の付議開始」につきましては、令和7年5月総会からとなりますので、4月受付、5月から現地調査をしていただく案件が対象となります。

説明については以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただいまの報告で、何かご質問等はございますか。

<p>課長補佐</p>	<p>特にないようです。</p> <p>報告については、以上でございますが、その他、何かありますでしょうか。</p> <p>事務局から1点、連絡事項がございます。</p> <p>2月分・3月分の農業委員会活動記録の提出について連絡いたします。</p> <p>すでに通知にてお伝えをしていますが、2月分及び3月分の活動記録を4月早々に愛知県に報告する必要があるため、3月21日金曜日までに2月分・3月分をあわせて、地区農政課へ提出していただきますよう、お願いいたします。以上でございます。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>それでは、以上をもちまして、令和7年第2回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。</p>

閉会（午後3時06分）